

医学会発第33号
平成25年10月2日

日本医学会分科会
理事長・会長 殿

日本医学会長
高久史麿
[公印省略]

生体内の圧力の計量単位に係る計量単位令の改正について

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。
厚生労働省医政局総務課長より、標記について別添のとおり周知依頼がありました。
貴学会の会員各員に周知の程よろしくお願ひ致します。
また、詳細については厚生労働省医政局総務課（Tel03-3595-2189）にお問い合わせください。

医政総発0927第3号
平成25年 9月27日

日本医学会 会長 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)

生体内の圧力の計量単位に係る計量単位令の改正について

標記について、別添のとおり、各都道府県医政主管部（局）長に通知を发出いたしましたので、貴職におかれても、当該通知の内容について御了知いただき、管下会員に対する周知、協力方お願い申し上げます。



医政総発0927第2号
平成25年 9月27日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)

計量法上の水銀柱メートル及び水柱メートルに係る計量単位令の改正について

表記計量単位については、計量法（平成4年法律第51号）附則第3条第3項及び計量法附則第4条の計量単位等を定める政令（平成11年政令第273号）に基づき、平成25年9月30日をもって法定計量単位から削除されることになっていたところであるが、今般、計量単位令の一部を改正する政令（平成25年政令第287号）により、特殊の計量に用いる計量単位として計量単位令別表第6第11号に追加され、生体内の圧力の計量に用いる場合に限り、法定計量単位として恒久的に使用することが可能となったので、貴管下医療関係団体及び関係業者等に対する周知方ご配慮願いたい。

事務連絡
平成25年9月26日

厚生労働省医政局総務課長
土生 栄二 殿

厚生労働省医政局経済課長
城 克文 殿

経済産業省産業技術環境局
計量行政室長 高野 芳久

生体内の圧力の計量単位に係る計量単位令の改正について（周知依頼）

平素は、計量行政の円滑な遂行にご尽力頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、計量単位令の一部を改正する政令（平成25年政令第287号）によって、これまで計量法附則第四条の計量単位等を定める政令（平成11年政令第273号）（以下「生体内圧力政令」という。）に基づき、平成25年9月30日を使用期限として法定計量単位とみなされていた水銀柱メートル（mHg）、水銀柱センチメートル（cmHg）、水銀柱ミリメートル（mmHg）、水柱メートル（mH₂O）、水柱センチメートル（cmH₂O）及び水柱ミリメートル（mmH₂O）の6単位（以下「水銀柱メートル等」という。）が、特殊の計量に用いる計量単位として計量単位令別表6第11号に追加され、生体内の圧力の計量に用いる場合に限り、水銀柱メートル等を法定計量単位として恒久的に使用することが可能となります。

つきましては、下記留意事項とあわせて、医療従事者、医療機器関係団体に周知いただきますようお願いいたします。

ご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

記

○政省令の改正内容

1. 圧力の法定計量単位は、パスカル（Pa）、ニュートン每平方メートル（N/m²）バール（bar）及び気圧（atm）並びにこれらの計量単位に10の整数乗を乗じたものを表す単位【例：ヘクトパスカル（hPa）、ミリバール（mba）】ですが、生体内の圧力を計量する場合に限り、従来から特殊の計量に用いる法定計量

単位として位置づけられていたトル (Torr)、ミリトル (mTorr) 及びマイクロトル (μ Torr) に水銀柱メートル等が追加される。

(計量単位令の一部を改正する政令)

注) 血圧の特殊の計量に用いる法定計量単位は、従来同様、水銀柱ミリメートル (mmHg) のみです。

2. 上記 1. の措置に伴い、生体内圧力政令は廃止される。

(計量単位令の一部を改正する政令附則第 2 項)

3. 上記 1. の措置に伴い、追加された計量単位の標準となるべき記号 (mHg 等 6 記号) を追加する。

(計量単位規則の一部を改正する省令。平成 25 年経済産業省令第 50 号)

別添：平成 25 年 9 月 26 日付け関連政省令官報（写）

(参考) 計量法上の留意事項

1. 非法定計量単位は、取引又は証明に用いることはできません。(計量法第 8 条)

【例：医療機関が発行する診断書に非法定計量単位である重量キログラム每平方メートル (kgf/m²) や水銀柱インチ (inHg) を用いる場合が考えられます。】

注) 取引又は証明に該当しない場合は、用いることができます。

【例：学術論文など学術研究における単位の使用などが考えられます。】

2. 非法定計量単位による目盛り又は表記を付した計量器は、販売し、又は販売の目的で陳列することはできません。 (計量法第 9 条)

注 1) 輸出すべき計量器は対象外です。

2) 法定計量単位を併記して販売することは可能ですが【例：頭蓋内圧計に Pa と mmHg とを併記】、法定計量単位に非法定計量単位を併記して販売することはできません【例：気道内圧計に Pa と inHg とを併記】。

以上



(号外)

- | 官報 | | (号外) 独立行政法人 国立印刷局 | |
|--|--------------------------------|---|---|
| 政令 | | 次 | |
| 〔政令〕 | | 〔条約〕 | |
| 三 | 二 | 四 | 五 |
| ○国土交通省組織令の一部を改正する政令(二八一) | ○国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(二八二) | ○租税対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(二八三) | ○災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(二八五) |
| ○計量単位令の一部を改正する政令(二八七) | ○計量単位規則の一部を改正する省令(国交通五〇) | ○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とニュージーランドとの間の条約(二〇) | ○新型インフルエンザ予防接種による武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九一) |
| ○予防接種法施行令の一部を改正する政令(二八八) | ○気象業務法施行規則及び気象等証明書の省令(同八一) | ○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九二) | ○構法施行令の一部を改正する政令(二九〇) |
| ○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令(二八九) | ○地方航空局組織規則の一部を改正する省令(同八三) | | |

告示

本号で公布された
法令のあらまー

- ◇国土交通省組合令の一部を改正する政令（政令
第二八二号）（国土交通省）

第一 航空局安全部安企企画課等の所掌事務を変更することとした。（第六五条、第一七〇条及び
第一七三三条関係）

第二 気象庁総務部に置くことができる同部の所掌事務の一部を総括整理する職の数を一から二に増加させることとした。（第三三三条関係）

第三 管区気象台等の所掌事務の一部を分掌させるために置くことができる地方気象台の数を五一から五四に増加させることとした。（第一四一条関係）

第四 海洋気象台の名称及び位置に関する規定を削除することとした。（第一四三三条関係）

第五 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

◇国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令及び国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（政令第二八二号）（財務省）

第一 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九九号）において、平成二五年一〇月分以後の物価スライド特別水準の国家公務員共済組合法の年金について、一・〇パーセント引き下げるとしたことに伴い、年金の額を一・〇パーセント引き下げるための改正を行うこととした。（第一条関係）

第二 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行ふこととした。（第二一条関係）

第三 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

平成 25 年 9 月 26 日 木曜日 官 報

(災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)
 第三条 当該災害により負傷し又は疾病にかかる住民に対する災害弔慰金の支給及び当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害弔慰資金の貸付けについては、同条の規定及び第七条第一項並びに第七条第一項及び第二項による改正後の規定にかかるべき事項を定める。なお從前の例による。

内閣総理大臣臨時代理
厚生労働大臣
環境大臣
防衛大臣
小石太田村新藤義孝
野寺伸五
原田昭宏
原典晃宏

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎
小石太田村新藤義孝
野寺伸五
原田昭宏
原典晃宏

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
平成二十五年九月二十六日

政令第二百八十六号
内閣は、関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。
関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第百五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一〇七・一〇号、第〇七・一三・三三号、第〇七・一三・三四号、第〇七・一三・三九号、第〇七・一三・三五号、第〇七・一三・三九号、第〇七・一三・六〇号及び第〇七・一三・六九〇号の項中「平成二五年四月一日から同年九月三十日まで」を「平成二五年一〇月一日から平成二六年三月三十日まで」に、「五〇、〇〇トントン」を「七〇、〇〇トントン」に改める。
別表第一〇七・一〇号の項中「平成二五年四月一日から同年九月三十日まで」を「平成二五年一〇月一日から平成二六年三月三十日まで」に、「二〇、三〇トントン」を「二二、一〇四、一〇〇トントン」に、「五四、七〇〇トントン」を「四六、八〇〇トントン」に、「五六、六〇〇トントン」を「五七、二〇〇トントン」に改める。
別表第一〇七・一〇号及び第一〇七・二〇号の項中「平成二五年四月一日から同年九月三十日まで」を「平成二五年一〇月一日から平成二六年三月三十日まで」に、「二二、八〇〇トントン」を「二二、八〇〇トントン」に改める。
別表第一〇八・一〇号、第一〇八・一三号、第一〇八・一四号、第一〇八・一九号、第一〇九・二〇号及び第一九〇・一・九〇号の項中「平成二五年四月一日から平成二六年三月三十日まで」に改める。

この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

計量単位令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
平成二十五年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
財務大臣 麻生 太郎
國務大臣 麻生 太郎

政令第二百八十七号
内閣は、計量法(平成四年法律第五十一号)の一部を改正する政令(平成四年政令第三百五十七号)の一部を次のように改正する。

内閣総理大臣臨時代理
經濟産業大臣 茂木 敏充
國務大臣 麻生 太郎

この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附則	1 (施行期日) この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。	2 (計量法附則第四条の計量単位等を定める政令(平成十一年政令第二百七十三号))は、廃止する。
----	-------------------------------------	---

トル	十巴スカル又はニユートン 十万三千三百七百三十九百五十六	ル水銀柱メートル 六每平方メートル又は六十分の十万千
----	---------------------------------	-------------------------------

トル	水柱センチメートル 百每平方メートル又は六五倍	水柱ミリメートル 一水銀柱メートル メートル 一水銀柱メートル メートル
----	----------------------------	--

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特別等に関する法律に基づく租税

条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令
租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特別等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令(平成十六年財務省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の二号を加える。
七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約第二十二条5

この省令は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

○**經濟産業省令第五十号**
計量法(平成四年法律第五十一号)第七条の規定に基づき、計量単位規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日
計量単位規則の一部を改正する省令

○**計量単位規則(平成四年通商産業省令第八十号)**の一部を次のように改正する。

別表第四中	アール	Torr	を
水銀柱メートル	mHg		
水銀柱サンダメートル	mHg		
水銀柱リリメートル	mHg		
水柱メートル	mHg		
水柱サンダメートル	mHg		
水柱リリメートル	mHg		
アール	Torr		

この省令は、計量単位令の一部を改正する政令の施行の日(平成二十五年十月一日)から施行する。

○**国土交通省令第八十号**
気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)第六条第三項、第四十三条の四第一項及び第四十三条の五の規定に基づき、気象業務法施行規則及び気象等証明及び鑑定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日
気象業務法施行規則及び気象等証明及び鑑定規則の一部を改正する省令

第一条 気象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条に「海洋気象台長」を削る。

第五十三条第一項中「沖縄気象台長及び海洋気象台長」を「及び沖縄気象台長」に改め、同条第三項中「沖縄気象台長及び海洋気象台長も行なう」を「及び沖縄気象台長も行う」に改める。(気象等証明及び鑑定規則の一部改正)

第二条 気象等証明及び鑑定規則(昭和二十九年運輸省令第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「海洋気象台」を削る。

附 則

(施行期日)

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

(気象業務法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の気象業務法施行規則第二条の規定により海施設の所在地を管轄区域とする管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長に対してされた届出とみなす。

(気象等証明及び鑑定規則の一部改正に伴う経過措置)

この省令の施行の際現に気象等証明及び鑑定規則により证明又は鑑定を受けようとする事実が発生している依頼は、同項の規定により当該依頼により證明又は鑑定を受けようとする事実が発生した場所を管轄する気象官署(第二条の規定による改正後の同令第二条に規定する気象官署をいう)に対してもされた依頼とみなす。

○**国土交通省令第八十一号**

○**国土交通省組織法(平成十一年法律第四号)**及び**国土交通省組織令(平成十二年政令第一百五十五号)**を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日
国土交通省組織規則の一部を改正する省令

○**国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)**の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

(気象業務法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の気象業務法施行規則第二条の規定により観測

関そ他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

百四十九条第一項中「本省の」の下に「局及び」を加え、「百三十九人」を「百四十人」に改める。

附 則

(施行期日)

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

(気象業務法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の気象業務法施行規則第二条の規定により観測

関そ他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

百四十九条第一項中「本省の」の下に「局及び」を加え、「百三十九人」を「百四十人」に改める。

附 則

(施行期日)

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

(気象業務法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の気象業務法施行規則第二条の規定により観測

関そ他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

百四十九条第一項中「本省の」の下に「局及び」を加え、「百三十九人」を「百四十人」に改める。

附 則

(施行期日)

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

(気象業務法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の気象業務法施行規則第二条の規定により観測

関そ他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

百四十九条第一項中「本省の」の下に「局及び」を加え、「百三十九人」を「百四十人」に改める。

附 則

(施行期日)

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

(気象業務法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の気象業務法施行規則第二条の規定により観測

関そ他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

百四十九条第一項中「本省の」の下に「局及び」を加え、「百三十九人」を「百四十人」に改める。

附 則

(施行期日)

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

(気象業務法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の気象業務法施行規則第二条の規定により観測

関そ他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

百四十九条第一項中「本省の」の下に「局及び」を加え、「百三十九人」を「百四十人」に改める。

附 則

(施行期日)

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。